

きょうと多様な学生受入促進事業費
補助金交付要領

(趣旨)

第1条 知事は、持続可能な「大学・学生のまち」を実現に向けて、多様な学生の受入や人材育成等に取り組む京都府地域共創大学連携会議の構成団体である大学、大学院及び短期大学（以下「大学等」という。）の社会人等の多様なニーズに対応した教育プログラムや京都の魅力の発見・体験の促進等、学生の人材育成に繋がる教育プログラムの開発及び実施に要する経費について、「補助金等の交付に関する規則」（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費等)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」をいう。）は、以下に定める要件を満たす別表1の事業であり、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助限度額は別表1のとおりとし、補助対象経費は別表2のとおりとする。

(1) 多様な学生の受入や人材育成に資する事業であること。

(2) 補助事業完了後も継続して実施する事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、宗教、政治若しくは選挙活動を目的としているもの、又は公序良俗に反するものその他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める事業については、補助の対象としない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 規則第5条に規定する交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに提出するものとする。

(交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する交付申請書を受理した場合は、事業の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、交付決定の通知を行うものとする。

(事前着手)

第6条 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることはできない。ただし、やむを得ない事由により、交付決定前に事業を実施

しようとする場合において、別記第 2 号様式による事前着手届を知事に提出したときは、この限りでない。

(変更の承認申請)

第 7 条 規則第 9 条の規定による変更の承認申請書は、別記第 3 号様式によるものとする。

(状況報告)

第 8 条 第 4 条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、知事が必要と認めて指示したときは、別記第 4 号様式により事業の遂行状況報告書を作成し、知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 規則第 13 条に規定する実績報告書は、別記第 5 号様式によるものとし、補助対象事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(成果報告会)

第 10 条 補助事業者は、知事が求める場合には、補助事業の成果を京都府地域共創大学連携会議において報告するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 11 条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 6 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(書類の整備)

第 12 条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から 10 年間保存しなければならない。

(財産の処分)

第 13 条 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数とし、規則第 19 条第 2 号に規定する知事が別に定める財産は、取得価格又は効用増加価格が 50 万円以上のものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月28日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

補助対象事業名	補助対象者	補助対象事業	補助率	補助限度額
教育プログラム 開発事業	大学等	第 1 条に定める趣旨に沿って行われる社会人等の多様なニーズに対応した教育プログラム（リカレント講座等）の開発及び実施	1 / 2	300 万円
京都の魅力発見・体験等プログラム開発事業	大学等	第 1 条に定める趣旨に沿って行われる大学等の京都の魅力の発見・体験の促進等、学生の人材育成に繋がる教育プログラムの開発及び実施	1 / 2	300 万円

別表 2 (第 2 条関係)

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	臨時に雇用した者の賃金
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 学生のフィールドワーク実施に要する交通費、宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室等の使用料及び学生生活動に係る施設の賃借料等
委託料	プログラムの開発に必要な調査委託等
備品購入費	プログラムの実施に必要な備品等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・補助事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- ・食糧費